

その後二〇〇〇年の改正で中高年齢者の再就職の援助措置の充実が図られ、

100四年

(平成二八年五月二〇日

四十条を三十六条に改正)

一九八六年

(昭和六十一年)「高年齢者等の雇用の安定等に関

して作られた「中高年齢者等の雇用の促一年(昭和46年)失業対策事業の廃止答申

第五条

(国及び地方公共団体の責務)

第三十六条 国及び地方公共団体の

講ずる措置)

要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再しつつその実情に応じてこれらの者に対し必労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重第五条 国及び地方公共団体は、事業主、

練等の体制の整備を行う等、高年齢就職の促進のために必要な職業紹介

高年齢者等の意味業紹介、職業訓

第三十六条 国及び地方公共団体は、定等三十六条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨いの希望に応じた就業の機会を提供する団体の希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成しその他その就業の機会を提供する団体を育成しその他その就業の機会の確保のため、これに対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対して、対策に対策を対象を表し、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表して、対策を対象を表し、対策を対象を表して、対策を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表して、対策を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表して、対策を表し、対策を対象を表し、対策を対象を表し、対策を表し、対象と、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対する、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対すない、対策を表し、対策を表し、対す

流集会にて 第55回事業団・高齢者・介護ヘルパー運動交 17年11月11日 青森県で開催

るも

のとする。

とする。

めに必要な措置

を講ずるように務

がめるも

策を総合的かつ効果的に推進するように務

な就業の機会の確保等を図るために必要な施 欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様

事務連絡

平成22年(2010年)12月8日 各都道府県労働局職業安定部長殿 厚生労働省職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用事業室長

シルバー人材センターにおける 民業圧迫事案への対応について 記

社団法人(※)全国シルバー人材 センター事業協会、各都道府県シ 正措置を行うこと。

み分け等の方策を検討すること。 3 シルバー人材センターにおいて は、民間事業者と十分な協議を行い、 棲み分けを徹底するため、次の事項 に留意し、業務を行うこと。

- ①民間事業者との競合する契約は
- ②民間事業者と競合する入札への

できる限り回避すること。 参加をできる限り辞退すること 安い価格を設定しないこと ⑤低価格を売りにする広告を行わな

- ③民間事業者が過去に受注してい た場合は原則として受注しないこと。 ④民間の価格設定に配慮し、著しく
- いこと。 ⑥規模や要する技術等により受注 内容を制限すること。

⑦就業する会員の安全管理を徹底 した受注をすること。

ルバー人材センター連合本部、各 シルバー人材センターにおいて、民 業圧迫の事実を了知した場合は、速 やかに事実関係を調査し、必要な是 ※2012年に公益社団法人全国シ ルバー人材センター事業協会となっ ている

2 上記1によって、解決できない場 合は、社団法人シルバー人材セン ター事業協会が、当該地域の都道 府県・市町村を交えて、当該地域の シルバー人材センター連合本部 当該シルバー人材センター、経営 者団体、当該業種別団体から構成 する協議会を設置し、当該協議会が 民業圧迫が生じていると判断した場 合は、個別具体的に共同受注や棲

普通地方公共団体の長は地方自治法施行令第一 第三号の規程による認定をしようするときは、 -に準ずる者を決める場合 当該認定に必要な 七条の二第一

らかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聞かなけれの普通地方公共団体の長は前項の基準を定めようとするときは らない。 基準を定め、 これを公表しなけ ればならない とするときは、 ばな あ

ない、 地方自治体の長は第一 **時点で参考で**い、あらかじめ二人以上の、あらかじめ二人以上の 工の学識経験者の基準に基づ 0 11 意見を聞かなけ て認定しよう とするとき ればなら

広島県 海道旭川 る団体の 現時点で総務省政令改正によって (尾道市・三原市・ 甫 規定を作成し認定団体を決めた自治体は高知県、 岡山県倉敷市、 福山市) 山口県下関市などです。 シ ル 宮城県、 バ 宮城県石巻市、 セン 夕 北

生活困窮者自立支援法に係わる随意契約について

事務連絡 各都道府県/指定都市ご担当部署/中核市 平成27 (二〇一五) 年六月三日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

⑥厚労省の見解を受けて福岡県、宮城県、高知県、

情報提供のご協力をお願いしたい。

地方自治体に対し高齢者就労促進に向け

同け仕事の発注! 島根県におい!

に 7 争入札に参加したり等は原則として好ましくないたり、偽装請負の実態があったり、危険な業務に

偽装請負の実態があったり、

ないので改善を行めにつかせたり、 最低賃金を下回

回っ

を行

つ競

配慮するようにとの文書発送しました。

六年「高安法改正」にともない地域の関係に

人材センター以外の高齢者への援助

育 つ

成 11

団体を除外 てはもちろん

て

るものではありません。

は各部局、

ていきたい。

⑤シルバー人材センターにおける☆ベルの話合いを行なっていきます

人材センターにおける就業において、

④高安法五条・四十条による援助、

育成の具体化に向け

た実務者

レ

するよう指示しています。

③労働局の担当窓口は、

事務連絡文書を出し徹底を図りました。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律に係る解釈に

官が当たり、

県市町村から問い合わ

せがあっ

た場合、

適切に説明

用対策担当

職業安定部職業対策課高齢者雇

宛に

②高安法五条・

四十条で援助する団

が

 \neg

シル

セン

夕

 \mathcal{O}

適切な説明を行なっていきます。なお九年十一早と誤った認識をしている地方自治体に対しては、

月に各労働局

つ

いて

建交労から提示されたリ

フにある高齢者団体は高安法五条

Щ

り確認してきた内容です。

全

本建設交運一

般労働組

合

(建交労)

が、

話し合いによ厚生労働省と

条に関して、

用安定法五条・

(平成二八年五月二〇日)

四十条を三十六条に改正

しています)

総務省自治体行政局行政第三係長回答

自治体の認定を受けた者」改正を行い「シルバー人材

人材センター

に準ずる者として地方

も随意契約にできることとする。

政令第一

六七条の二第一項三号の改正は皆さまなどから要

改正を行い「シルバー」望が出されていたので、

条に含まれます。

契約の取り扱い 認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置及び随意 につい て(情報提供)

うお願いいたします。娘事業者への支援の重 ては、改 の購入、 ことができる場合として、 (略)また、 者への支援の重要性にかんがみ、認定基準を策定い改正概要と留意事項についてまとめましたので、認べ、役務の提供を行う場合が追加されたところです。 地方自治法施行令が改正され、 認定就労訓練事業を行う 自治体が随意契約による 施設からの物品 認定就労訓 つきまり

意契約に関する政令改正についての総務省の見解

建交労: 営利を目的とせずに高齢者等の就労を促進する団体と役務 の随意契約 が出来るよう政令改 を行うこと。

2018年3月 NO17

稳 家のます

「高齢者雇用 安定法」等を活か

61



份

N017

60 障 となります。 年 :された生存権 建交労(全日本建設交運 本における高齢者の増大は世界的に以上すすめてきた労働組合です。 その 勤労権を守 齢者問題の中でも、 に課 り発展させる立場から、高齢者・舩労働組合)は失業対策事業に深く せられ 高齢者 も類を見ない状況 た大きな課題とな が安心して働け であ て 失業者 3 h 4 わ り、 今後ますます 憲法二五 就労 就 労 困 0 |難者 場 条 0 大きな社会問 確保は 0 ٠ 二七条で保 高齢

つ

ます

厚生労働省の私たち事業団の認識について 「高齢者が自立して就労を促進している回体です」

[北海道]函館建設厚生(企)·社会復帰事業団道南(企)·小樽地方建設厚生(企)·苫小牧建設厚生 (企)·NPO苫小牧高齢者福祉事業団·静内土建厚生(企)·夕張厚生(企)·道北勤労者(企)·旭川市高 齢者福祉事業団・(公財)ソーシャル旭川・社会復帰事業団道北(企)・美幌町勤労者厚生(企)・(企)オ ホーツク元気村・社会復帰事業団道東(企)・帯広建設勤労者(企) [青森](企)青森県中高年雇用福 祉事業団・(公財)ソーシャル青森 〔秋田〕秋田県中高年雇用福祉事業団・小坂中高年労働事業団 [宮城](企)協生舎・(公財)ソーシャル仙台・NPO仙台雇用福祉事業団・(企)石巻地方中高年雇用福 祉事業団 [福島]NPO会津中高年雇用福祉事業団・NPO福島中高年福祉事業団・NPO郡山地方 高齢者福祉事業団 〔群馬〕(企)群馬高齢者雇用福祉事業団 〔東京〕NPO東京高齢者就労福祉事 業団・北斗(企)・(企)中高年事業団城南クリエーション・(公財)ソーシャル多摩支所 [神奈川]横浜市 中高年雇用福祉事業団 [長野](企)労協ながの [新潟](企)新潟中高年雇用福祉事業団 [愛知] (公財)ソーシャルITセンター [三重](企)三重中高年雇用福祉事業団 [京都]NPO京都高齢者福 祉事業団・宇治高齢者事業団・(公財)ソーシャル京都・(公財)ソーシャルワークセンター・福知山中高 齢者事業団 **[兵庫]**阪神中高年(企)・いたみワーカーズコープ・(企)伊丹市雇用福祉事業団**[和歌山]** 田辺地方中高年労働事業団 [島根]労協しまね事業団・小規模多機能ホームすずらん・川合 [岡山](企)倉敷中高年事業団·(企)柵原中高年雇用福祉事業団 [広島](企)広島市高齢者事業団· (企)福山地方中高年福祉事業団(福山·尾道·三原) **[山口]**光市高齢者就労事業·(企)下関中高年 事業団・(企)美祢市中高年雇用福祉事業団 [高知](企)高知中高年事業団・高知県高齢者雇用福 祉事業団、NPOこうち高齢者福祉事業団 [福岡]NPO-KFワークセンター・(公財)ソーシャル田川・ (公財)ソーシャル福岡・介護事業所まごころ・遠賀郡高齢者事業団・(企)北九州遠賀中間中高年事業 団・(企)北九州市西部事業団・(公財)ソーシャル宮若・(企)粕屋郡高齢者事業団 [大分]NPO豊の国 雇用・福祉事業団・日田高齢者事業団・社団法人竹田中高年事業団 [宮崎] (公財)ソーシャル都 城カルナ [沖縄](企)和の会・きらり・美らさ

※公益財団法人ソーシャルサービス協会=略して(公財)ソーシャル ※企業組合=略して(企)

全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町4-7-2 TEL03-3360-8021 FAX03-3360-8389 Eメール ctg@kenkourou.or.jp HP; http//www.kenkourou.or.jp

公益財団法人

ソーシャルサービス協会 TEL03-3363-0489 FAX03-3360-8590 HP; http//www.social.or.jp/

①第三十 ②高安法三 な施策の です 違反」 に基づ の団体等を指 厚労省担当窓 一援助等」 高齢者雇用対策署原生労働省職業な 合 事 第**五条解説** 対する補助事業で 第三十六条解説 なけ 労働組合 他の関係者」 むもので 1 条 具体的な 主に関する研 - 六条に基づ とは資料及び します ば不作為 シ ほ \mathcal{O} の連合体、 連合団 とは事業主団 務 (課調整) とな V١ 情報の た具体 る条の 成業 体、 Ø 材 高齢 り事 七 置 労働 の習 法 者

2018年3月